

# 公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会

## 定 款



公益社団法人日本あん摩マッサージ  
指圧師会のシンボルマーク

東京法務局新宿出張所手続き  
受付：平成 25 年 3 月 26 日 第 14 号  
公益法人等番号：0111-05-000428  
公益法人移行の登記の日：平成 25 年 4 月 1 日

# 公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、日本の伝統医学である、あん摩マッサージ指圧と、施術に関する学術の振興及び情報の収集等を図り、あん摩マッサージ指圧師の資質の向上と、国民の保健衛生、健康の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安全・安心で良質のあん摩マッサージ指圧施術を提供する事業
- (2) あん摩マッサージ指圧師の資質向上を図るための講習会、研修会の開催事業
- (3) マッサージ等健康保険療養費支給申請を利用するための相談・指導に関する事業
- (4) 学術振興、施術研究の成果及び資料の情報提供事業
- (5) 関係団体との連携・協調事業
- (6) 会員の福利厚生、相互扶助に関する事業
- (7) あん摩マッサージ指圧に関する情報提供と相互情報交換事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の各事業については、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

本会の目的に賛同した、あん摩マッサージ指圧師厚生労働大臣免許所有の個人

(2) 賛助会員

本会事業賛助のため入会した、正会員以外の個人又は団体

(3) 名誉会員

本会事業又は、あん摩マッサージ指圧学術に貢献した者で、理事会が定めた者

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法

人法という。』) 上の社員とする。

#### (入 会)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書をもって入会を申し込む。

2 入会の可否は、別に定める入会基準により理事会が審議して決定し通知する。

#### (入会金及び会費)

第7条 正会員は本会活動のため、総会の決議を経て別に定める入会金及び会費規程により、入会金及び会費を納入する。

2 賛助会員は、本会活動のため、総会の決議を経て別に定める入会金及び会費規程により、入会金及び会費を納入する。

#### (資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には至ったときは、その資格を失う。

- (1) あん摩マッサージ指圧師厚生労働大臣免許の資格を失ったとき
- (2) 個人が成年後見の被後見人・被補佐人になったとき
- (3) 個人が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 団体が解散したとき
- (5) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
- (6) 除名されたとき

#### (退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、理事会が定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当したとき、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、該当する個人又は団体に対し、議決する総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく毀損したとき又は、本会の目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名決議されたときは、該当者に速やかに通知する。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 第8条に規定する会員資格を失ったときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。ただし未履行義務は免れない。

2 本会は、会員がその資格を失っても、既納の金品を返還しない。

## 第4章 総 会

(種類及び構成)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(議決権)

第14条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行なう。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(開催及び招集)

第15条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

4 会長は、第2項第2号の規定による請求があった時は、6週間以内の日を定めて臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(正会員の議決権)

第17条 正会員は各1個の議決権を有する。

(総会運営規則)

第18条 総会運営に関する事項は法令又は、この定款に定めるほか、理事会が別に定める総会運営規則による。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第5章 役員

(定数及び種類)

第20条 本会に次の役員を置く。

理事 12名以上20名以内

監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。

3 会長以外の理事のうち、3名を副会長とし、そのうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 同条第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があった時は2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
- 5 常務理事は、業務を分担執行する。又、専務理事に事故ある時はその職務を代行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、その職務執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。

#### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 5 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 7 その他、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

#### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬及び費用に関する規程により報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事にはその職務を遂行するために要する費用を支払う。その額について

は、総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事に債務を保証すること。その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第 36 条に定める理事会運営規則による。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 本会は、一般法人法第 111 条第 1 項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

2 本会は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、同法第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 29 条 本会に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問は、本会の会員及び役員以外の学識経験者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱し、本会に関係する有益な専門情報等の提供を行なう。任期は 2 年とする。

3 相談役は、本会の業務に関連する知識・能力を有する者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱し、運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずることとする。任期は 2 年とする。

4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事全員をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権 限)

第 31 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務の執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

## 第 8 章 委員会及び部会

(委員会)

第 37 条 本会には、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部 会)

第 38 条 本会には、業務の執行に必要な部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。



## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

(備付け帳簿及び書類)

第42条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4号の書類に記載するものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 45 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法という。」）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 47 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公 告)

第 48 条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報による。

## 第 12 章 事務局

(事務局)

第 49 条 本会に、事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事会の決議を経て任免する。

4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

## 第 13 章 補 則

(細 則)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法という。」）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事（会長）は、次のとおりとする。

時任 基清

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

4 平成28年5月29日 理事12名以上20名以内、監事3名以内に改訂

この定款は公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会の定款である。

平成28年5月29日

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会  
理事 安田 和正

## 【改訂履歴】

### 1. 平成28年5月29日 一部改訂

改定内容 (定数及び種類) 第20条 本会に次の役員を置く。

理事 12名以上20名以内

監事 3名以内

改訂理由

平成28年度事業活動推進の理念で述べているように、「基盤組織の強化と会員増強」を更に図って行く為、最適な地域とブロック化分けを実施し、地域活性化の原動力となる役員を配置し、管理体制を整えるため役員の定数を変更する。尚、監事の定数に変更はない。